普及所から㊸

ハスモンヨトウの〇〇〇 新たな防除計画がスタート

転作の大豆、キャベツ、オクラや白菜などの大害虫であるハスモンヨトウの防除に、今年から農薬を使わない方法が大規模に取り組まれようとしています。

ハスモンヨトウなどの蛾の多くは夜間、雌の出す性フェロモンというにおいに雄が引き寄せられて交尾、産卵するという習性を持っています。

今回の方法は、人工的に合成された性フェロモンを網状のワナ（トラップ）の中に入れたもの（フェロモントラップと言う）を一㌶に一個の割合で数百㍍にわたって大規模に設置し、雄を大量に捕らえ雌の交尾の相手を減らし、結果的に幼虫の数を減らそうというものです。

農薬と違って人間には全く害がなく、一度設置すればたいした手間もかからないのが長所です。しかし、雄は普通でも一㌔㍍ぐらい飛んで雌を捜すと言われ、広範囲にしかも数多く設置する必要があります。面積は広いだけ、数は多いだけ効果が上がるわけです。現在でも何人かの農家は、このフェロモントラップを個々で使っていますが、組織的に大規模に設置した区域の中で更に個々に設置すれば一層効果は高くなります。現在のところ設置が計画されているのは、日章、岩村、三和の約千㌶とあと若干の地区ですが、いずれもまだ計画の段階です。

転作面積が増えた今年は農薬の使用も増えることが予想されます。農家にとって日常普通に使っている農薬は、例えばランネート百㌘が約三十人分の致死量に匹敵するなど危険極まりないものが多いのです。特にハスモンヨトウは農薬が効きにくく、農薬は毒性の強いものばかりです。

今回のフェロモントラップを使う方法は、ハスモンヨトウをゼロに抑えるのではなく、少しでも数を減らすことで危険な農薬の散布を一回でも少なく済ますことに最大のねらいがあります。日章、岩村、三和の三地区での計画の実現と他の地区への普及拡大を！

【南国農業改良普及所】

～ふるさと再発見～ 『高知五十三次ひざくりげ』を発刊

県下の五十三市町村を、それぞれ特色のある地域にブロック化し、むらおこし、まちづくりの方向や歴史、伝統、文化、特産品、イベント、観光施設など、ありとあらゆる情報をコンパクトに取りまとめています。

○発行・高知県まちづくり研究会

○定価・千五百円

○問い合わせ先・市役所企画課、高知県まちづくり研究会事務局（県地方課行政班 ☎㉕1111 内線2082）、富士書房（本店、県庁店）、金高堂（本店）、片桐開成社

税に不服のあるときは

税務署に申告した所得や税額が少なかったり確定申告をしなければならない人が申告をしなかったりしたときは、税務署長は調査した結果に基づき更正や決定の処分をします。

この更正や決定あるいは財産の差し押さえなどの処分を受けたことにより、納税者の権利や利益が不当に損なわれることのないように、不服申立制度が設けられています。

この不服申し立ての手続きには、税務署長に対する「異議申し立て」と国税不服審判所長に対する「審査請求」とがあります。

◎異議申し立て

税務署長が行った更正や決定あるいは財産の差し押さえなどの処分に不服があるときは、その処分の通知を受けた日の翌日から二ヵ月以内に、税務署長に対して「異議申し立て」ができます。

「異議申し立て」があると、税務署では担当者を代えて再度調査を行い、その結果を納税者に通知します。これを「異議決定」と言います。

◎審査請求

審査請求は、次の①から③までの場合に限り、国税不服審判所長に対し「審査請求」ができます。

①「異議決定」を経た後になお不服があるときは、その決定の通知を受けた日の翌日から一ヵ月以内。

②税務署長に「異議申し立て」をした日の翌日から三ヵ月を経過してもなお「異議決定」の通知がないとき。

③青色申告をしている納税者が更正を受け、その更正に不服があるときで「異議申し立て」をしない場合は、更正の通知を受けた日の翌日から二ヵ月以内。

※「異議申し立て」「審査請求」とも書面で行うこととなっていますので、詳しくは当署（☎㉜3215）までお尋ねください。

【南国税務署】

人事異動

市は五月十一日、岩原智社会教育課長の逝去に伴い、次のとおり職員人事異動を発表しました。

■教育委員会社会教育課長＝五百蔵功（選挙管理委員会次長）

■選挙管理委員会係長＝松本義孝（産業経済課主事）